

令和8年度奄美大島生態系維持・回復等業務請負条件

奄美大島生態系維持・回復等業務については、奄美大島の山間部全域での捕獲作業となるため、奄美大島の地形及び自然環境について精通している必要がある。また、捕獲作業による成果を評価するための在来種の生息状況についてのモニタリングが重要となるため、生息している動物種の現状等に精通している必要がある。さらに、生け捕り用わな及び探索犬を活用した外来種の捕獲技術について高い専門性が必要となる。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

記

(1) 提出書類（別添様式）

- ① 奄美大島における在来種及び外来種に関する調査業務の実績が確認できる書類。
 - ② 生け捕り用わな及び探索犬を用いた調査業務の実績もしくは準備状況が確認できる書類。
- ※①、②ともに契約書の写しと業務内容が分かる書類等。

(2) 提出期限等

① 提出期限

入札説明書7. (1) のとおり

② 業務請負条件に係る書類の提出場所及び作成に関する問合せ先

入札説明書4. に同じ

③ 提出部数

2部

④ 提出方法

入札説明書7. のとおり

⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時～13時は除く）とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に「令和8年度奄美大島生態系維持・回復等業務請負条件資料在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった業務請負条件資料は、無効とする。

ウ 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

オ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

力 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(3) 審査結果の回答

入札説明書7. (4) のとおり

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

令和8年度奄美大島生態系維持・回復等業務請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 奄美大島における在来種及び外来種に関する調査業務の実績が確認できる書類。
- ② 探索犬を用いた調査業務の実績もしくは準備状況が確認できる書類。

(担当者等連絡先)

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L:

E-mail :